

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 選挙管理委員会

- 参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者 一
- 参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時 一
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額 一
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件) 一
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 二
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 二
- 参議院宮城選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二

## 選挙管理委員会

○宮選管告示第八十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和四年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 加美郡加美町 皆川 章太郎

同職務代理者 仙台市青葉区 植木 俊 哉

参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 仙台市青葉区 小野 純一郎

同職務代理者 仙台市泉区 戸井 秀 一

○宮選管告示第八十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和四年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙会

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和四年七月十三日 午前十時

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和四年七月十三日 午前十時

○宮選管告示第八十二号

令和四年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和四年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

候補者一人につき 金四八、七四一、五〇〇円

○宮選管告示第八十三号

令和四年六月二十一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数

と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、五二六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四〇、七八四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、六八一	岩沼選挙区	一一、二二四
宮城野選挙区	五三、四五六	登米選挙区	二一、八二三
若林選挙区	三八、八〇〇	栗原選挙区	一八、七五五
太白選挙区	六五、六二二	東松島選挙区	一一、一〇六
泉選挙区	五九、八七九	大崎選挙区	三五、九六二
石巻・牡鹿選挙区	四一、五七五	富谷・黒川選挙区	二五、五六一
塩釜選挙区	一五、二六八	柴田選挙区	二二、七三二
気仙沼・本吉選挙区	二一、一五八	亘理選挙区	一三、〇四四
白石・刈田選挙区	一三、一〇三	宮城選挙区	一三、九一三
名取選挙区	二一、七一二	加美選挙区	八、二二七
角田・伊具選挙区	一一、六一六	遠田選挙区	一一、二九一
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六二〇		

○宮選管告示第八十四号

令和四年六月二十一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

三四〇、七八四

○参宮選告示第一号

令和四年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和四年六月二十二日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 皆 川 章太郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参宮選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和四年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじは次のとおりを行う。

令和四年六月二十二日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 皆 川 章太郎

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和四年七月七日 午後五時

○参比選告示第一号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和四年六月二十二日

参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 小 野 純一郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参比選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和四年六月二十二日

参議院比例代表選出議員選挙

一 場 所  
二 日 時

仙 台 市 青 葉 区 本 町 三 丁 目 八 番 一 号  
令 和 四 年 七 月 七 日

宮 城 県 選 挙 分 会 長  
宮 城 県 庁  
午 後 五 時

小 野 純 一 郎